

添付図書一覧表

□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項前段、第20条第2項前段、法附則第3条第2項前段、同条第8項前段の規定による届出・通知

□建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項後段、第20条第2項後段、法附則第3条第2項後段、同条第8項後段の規定による届出・通知（変更）

届出・通知に必要な図書		届出者・通知者チェック欄	
共通図書	付近見取図		
	配置図		
	仕様書（仕上げ表を含む。）		
	各階平面図		
	床面積求積図		
	用途別床面積表		
	立面図		
	断面図又は矩計図		
	各部詳細図		
	各種計算書		
	非住宅部分 （設備機器関係）	機器表（昇降機にあつては、仕様書）	
		系統図	
各階平面図			
制御図			
住宅部分 （設備機器関係）	機器表		
その他の書類（ ）			
所管行政庁が必要と認める図書	添付図書一覧表（本紙）		
	部分的な基準適合書面	非住宅部分	登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し
		住宅部分	登録性能判定等機関が作成した外皮基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し
	住宅部分		登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し
		平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEIを増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合	増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し
	既存の非住宅部分に係る（変更）適合性判定の申請の副本及び適合判定通知書又はそれらの写し		
	既存の非住宅部分に係る（変更）届出若しくは（変更）通知の副本又はその写し（いずれも受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のあるものに限る。）		
	既存の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
	既存の非住宅部分に係る性能基準適合認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
	既存の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
既存の非住宅部分に係るBELS評価書及び当該評価の申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し			
（平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIを1.1に設定する場合） 増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し			
（基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合） 法施行の際（平成28年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し			
（特定増改築時：法附則第3条の適用を受ける場合） 法施行の際（平成29年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し			
委任状 <注1>			

・届出・通知窓口は、加古川市都市計画部建築指導課です。

<注1> 委任状について

届出者・通知者から委任を受けた者が届出・通知を行う場合に限り必要です。

<注2> 提出図書の必要部数

届出・通知に必要な部数は、正本及び副本各1部です。

また、変更の場合は添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

なお、添付図書は、CD（書き換え不能なもの）での提出も可能です。（ファイル形式はPDFとします。）

添付図書一覧表

- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段、省令第14条第3項の規定を適用する場合の法第20第2項前段、法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出・通知
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項後段、省令第14条第3項の規定を適用する場合の法第20第2項後段、法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項後段の規定による届出・通知（変更）

届出・通知に必要な図書		届出者・通知者 チェック欄
共通図書	付近見取図	
	配置図	
	各階平面図	
	床面積求積図	
	用途別床面積表	
	立面図	
	断面図又は矩計図	
	届出・通知に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価の結果を記載した書面	<input type="checkbox"/> 設計住宅性能 評価書 <input type="checkbox"/> BELS 評価書 <input type="checkbox"/>
その他の書類（ ）		
所管行政 庁が必要 と認める 図書	添付図書一覧表（本紙）	
	（基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合） 法施行の際（平成28年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し	
	（特定増改築時：法附則第3条の適用を受ける場合） 法施行の際（平成29年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し	
委任状 <注1>		

・届出・通知窓口は、加古川市都市計画部建築指導課です。

<注1> 委任状について

届出者・通知者から委任を受けた者が届出・通知を行う場合に限り必要です。

<注2> 提出図書の必要部数

届出・通知に必要な部数は、正本及び副本各1部です。

また、変更の場合は添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

なお、添付図書は、CD（書き換え不能なもの）での提出も可能です。（ファイル形式はPDFとします。）